

議題	新規テーマの提案
項目	<実務対応レベル>

提案者：監査人

(テーマ) 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱いについて
(提案理由) 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」で規定されている条件付対価の会計処理について、実務上、判断に多様性が生じている。 現行の企業結合会計基準第 27 項及び結合分離適用指針第 47 項に関連して、取得時に支払った対価の一部が返還される場合（マイナスの支払い又は交付）に、条件付取得対価のケースに含まれるかどうかについて明確にすべきと考える。
(具体的内容) 実務上、取得に関する取引条件として様々な条件が付されるようになってきており、また、当該条件が現行の企業結合会計基準第 27 項に定める条件付取得対価で想定する「条件」に該当するかどうかの判断に迷うものもある。 特に、現行の結合分離適用指針第 47 項(1) なお書きでは、「なお、条件付取得対価は、企業結合日後に追加的に交付又は引渡されるものに限定されるものと解される。」とされており、取得時に支払った対価の一部が返還される場合（マイナスの支払い又は交付）もこの条件付対価の会計処理の対象となるかどうかの解釈の明確化してはどうか。 なお、もし条件付取得対価に含まれないとすれば、当初取得時に支払った対価を基にのれんが計上され続ける一方で、返還額（マイナスの支払い又は交付）が利益として計上されることにもなり、不健全な会計処理となると考えられる。

事務局対応案

1. 提案理由に記載されている、「取得時に支払った対価の一部が返還される場合」の会計処理に関して、現在行われている実務の確認も含めて、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼してはどうか。

以 上